

議第 1 1 5 号

令和 5 年度高島市水道事業会計補正予算（第 1 号）案

（総則）

第 1 条 令和 5 年度高島市水道事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

第 2 条 令和 5 年度高島市水道事業会計予算第 8 条を第 9 条とし、第 5 条から第 7 条までを 1 条ずつ繰り下げ、第 4 条の次に次の 1 条を加える。

（債務負担行為）

第 5 条 債務負担行為をすることができる事項、期間および限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
今津浄水場管理業務	令和 6 年度	1 0, 3 9 8 千円
毎日水質監視検査業務	令和 6 年度	1 2, 3 5 3 千円
今津上水道中央監視システム保守業務	令和 6 年度	4, 6 2 0 千円
朽木地区水道施設維持管理業務	令和 6 年度	1 8, 3 3 7 千円

令和 5 年 1 1 月 2 9 日

高島市長 福 井 正 明